

公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団財産管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団定款（以下「定款」という。）

第7条の定めに基づき財産に関わる運用方針、運用手続等について定め、もって財産の適正かつ効率的な運用を通じて財団の維持発展に資することを目的とする。

(適用される財産)

第2条 この規程が適用される財産は、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団（以下「財団」という。）の保有する財産のうち不動産、無体財産権、理事会の決議により財産保有形態が指定されている財産を除く財団の裁量により効率的に運用すべき財産を対象とする。

(運用の基本原則)

第3条 財団の財産運用について、専務理事は、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、財団のために定款及び法令に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

(財産の区分と運用方針)

第4条 財産運用は以下の各号の財産区分ごとに行うものとする。

(1) 評議員会が基本財産とした財産 基本財産の目的に応じて財産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用するよう努めるものとする。

(2) その他の財産 財産の積み立て目的、運用可能期間等その財産の特性を勘案し、適正な運用に努めるものとする。

2 前項の定めによらず、寄付金等を運用の原資とし、かつ寄付者がその運用方法を指定した場合は、この限りではない。

(財産運用の対象)

第5条 前条第1項第1号及び第2号に定める財産の運用対象は、次のとおりとする。

(1) 金融機関等への預貯金（譲渡性預金、デリバティブ預金を含む）

(2) 債券（外貨建て債券を含む）

(3) 株式

(4) 投資信託（ETF、REIT 等の上場投資信託を含む）

(5) 金銭信託

(6) その他理事会において承認を得たもの

2 株主総会の議決権その他共益権は、原則として行使しないものとする。ただし、当該権利を行使しないことが発行会社の経営に著しい影響を与える可能性があると考えられる場合等、例外的かつ緊急避難的な場合については、理事会の承認により行使できるものと

する。

- 3 財団は、同一の発行会社に対して、株主総会等の意思決定機関における議決権の 50% 以上を取得することはできない。また、保有する議決権の比率が同一の発行会社に対して 50%以上となった場合、あるいはその恐れがある場合は、速やかに 50%未満となるような措置を講じなければならない。

(インサイダー取引の防止)

第 5 条の 2 財団は、株式等の売買にあたっては、インサイダー取引（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 166 条に規定する会社関係者の禁止行為をいう。）に係る規制その他の関係法令に基づく規制を遵守するために必要な措置を講じなければならない。

(分散投資)

第 6 条 国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（金融債、特定社債を除く）以外の有価証券を取得する場合、特定の発行体及び業種に過度に集中投資を行わないよう留意し、分散投資に努めるものとする。

(預貯金・債券の信用格付)

第 7 条 第 5 条第 1 項第 1 号に定める預貯金の範囲は、次の格付機関のいずれかから BBB-格相当以上の発行体格付を取得しており、かつどの格付機関からも BB+格相当以下の発行体格付がないものとする。また、第 5 条第 1 項第 2 号に定める債券（寄付により受け入れたものを除く。）の範囲は、次の格付機関のいずれかから BBB-格相当以上の格付を取得しており、かつどの格付機関からも BB+格相当以下の格付がないものとする。

(1) ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)

(2) スタンダード・アンド・プアーズ (S&P)

(3) 格付投資情報センター (R&I)

(4) 日本格付研究所 (JCR)

(5) フィッチ (Fitch Ratings)

(財産の保全)

第 8 条 第 12 条で定める財産管理運用責任者は、保有する預貯金あるいは債券の格付が、第 7 条に定める格付を下回った場合は、専務理事と協議の上、直ちに対応を決定しなければならない。

- 2 財産管理運用責任者は、破綻リスクが懸念される事態などに直面した場合や、元本変動型の運用対象商品に関して、その時価が取得額の 50%を下回った場合には、専務理事を中心とする対策会議を開き、具体的な対応策を講じ、財産の保全に努めるものとする。

(財産運用のモニタリング)

第9条 専務理事は、少なくとも半期に1回、次の各号に定める内容について財産運用状況のモニタリングを行う。

- (1) 全運用財産から生じた利子、分配金、配当金等の合計
- (2) すべての運用財産の時価
- (3) すべての債券の個別有価証券の信用格付
- (4) その他、財産運用状況のモニタリングの為に必要な事項

(理事会の職務)

第10条 理事会は、翌事業年度における予算編成を審議する理事会において、財産運用の執行方針及び計画案を審議し決議する。事業年度の途中において、当該事業年度の財産運用の執行方針及び計画に変更を要する場合(当該計画に定める場合を除く。)、理事会は再度、計画案を審議し決議する。

- 2 理事会は、必要に応じて監事から財産運用の業務状況について報告を受けるものとする。
- 3 理事会は、必要に応じて財産運用を管理・監督するため第9条に定める財産運用のモニタリングを含む運用の経過及び結果について専務理事から報告を受けるものとする。

(専務理事の職務)

第11条 専務理事は、財産管理運用責任者を任命し、第12条各項に定める業務に従事させなければならない。

- 2 専務理事は、財産管理運用責任者を監督し、財産運用状況について適宜報告を求め、必要に応じて適切な指示をしなければならない。

(財産管理運用責任者の職務)

第12条 財産管理運用責任者は、財務室長をもって充てる。

- 2 財産管理運用責任者は財産運用の執行方針及び計画案を策定し、専務理事の承認を受けた上で理事会に付議しなければならない。
- 3 財産管理運用責任者は、財産運用状況及びその結果について把握しなければならない。
- 4 財産管理運用責任者は、財産運用の執行補助者として財産管理運用担当者を1名以上任命することができる。
- 5 財産管理運用責任者は、運用方針に基づいて、運用判断のための情報収集や運用実行計画の策定、運用銘柄の選定、及び取引の実行を行う。
- 6 財産管理運用担当者は、第10条第1項に規定する財産運用の執行方針及び計画に基づき、財産運用を実行するものとし、実行の際には事前に専務理事及び財産管理運用責任者に意見を求め、その結果について随時報告しなければならない。

(運用責任と権限)

第13条 財団における財産運用に係る責務は理事会が負うものとする。

2 第5条で定める運用対象商品を購入若しくは売却する場合、財産管理運用責任者は事前に専務理事の承認を得るものとする。ただし、専務理事が理事会での検討が必要と判断した場合は、理事会の承認を得るものとする。

3 前項で定める運用対象商品を購入若しくは売却する場合において、専務理事が不在かつ、その意思決定に急を要する場合は、財産管理運用責任者は、専務理事が承認すべき事案について、代決することができる。この場合、財産管理運用責任者は、事後速やかに、代決により処理した事項について専務理事に報告し、専務理事の承認を得るものとする。

(監事の職務)

第14条 監事は、専務理事及び財産管理運用責任者の業務状況について、理事会の要請に応じ又は監事が必要と判断したとき、調査を実施し、その結果について速やかに理事会に報告するものとする。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、財産運用に関し必要な事項は理事会が定める。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年12月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。